

情報伝達の支援

緊急通報システム 身

緊急通報装置（急病や災害等の緊急事態をボタンで受信センター等へ自動的に通報するシステム）を貸与します。

●対象者

単身世帯（市民税非課税）で身体障害者手帳を所持し、以下のいずれかの障がいの級別が1級又は2級である人

・視覚障害 ・下肢機能障害 ・体幹機能障害 ・移動機能障害 ・内部機能障害

●手続

身体障害者手帳、市民税の課税状況がわかるものをお持ちのうえ、窓口までお越しください。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

あんしん情報キットの配布 身 知 精

●対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人のうち一人暮らし、又は家族がいても支援を受けることができない人

●サービス内容

救急及び災害時等における緊急連絡先や持病、かかりつけ医などの必要な情報を収納し冷蔵庫に保管できる「あんしん情報キット」を、民生委員を通じて無料で配布します。

●問合せ先

障害保健福祉課 ☎457-2034

FAX（ファクス）からの119番通報について

ファクスから119をダイヤルすることにより、火事や救急の通報ができます。

●利用できる場所

浜松市内

●利用できる人

聴覚、音声・言語機能の障がいまたは呼吸系疾患などにより、電話での会話が困難な人

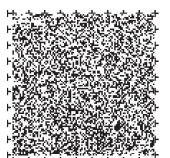
●FAX（ファクス）に記載する内容

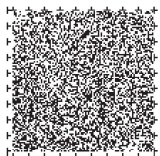
- ・件名：火事（救急）
- ・発生場所：発生場所の住所、付近の目標物 等
- ・状況
火事の場合………何が燃えているか（家が燃えている 等）
救急の場合………症状（胸がくるしい 等）

●問合せ先

消防局情報指令課 ☎475-7551

メール hfdjoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp





浜松市メール119システム

携帯電話などから電子メールで、火災や救急の通報ができます。(登録が必要です。登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。)

●利用できる場所

浜松市内

●利用できる人

浜松市内に居住、通勤及び通学していて聴覚、音声・言語機能の障がいまたは呼吸系疾患などにより、音声による119番通報に不安がある人で利用の申込みをされた人

●申込の窓口

消防局情報指令課、障害保健福祉課、各福祉事業所社会福祉課
(天竜区については、協働センターでも受付ができます。)

浜松市公式ホームページに利用案内、申込書、申込記入例が掲載されています。

●問合せ先

消防局情報指令課

☎ 475-7551
メール hfdjoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
FAX 050-3537-9053

浜松市 Net 119 緊急通報システム (Net 119)

スマートフォンなどからインターネットを利用して、火災や救急の通報ができます。(登録が必要です。登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。)

●利用できる場所

浜松市内

●利用できる人

浜松市内に居住、通勤及び通学していて聴覚、音声・言語機能の障がいまたは呼吸系の疾患などにより、音声による119番通報に不安がある人で利用の申込みをされた人

●登録方法

インターネットまたは申込書から登録ができます。

インターネットで登録する場合

① 二次元コードから空メールを送信

※二次元コードが読み取れない場合 (r.hamamatsu@net119.speechan.jp)宛てに、空メールを送ってください。

② 申請用URLが記載されたメールが届く

③ URLをクリックして利用申請をする

④ 消防局が申請内容を確認する

⑤ 登録完了 (ID/パスワードが記載されたメールが届く)

※申込書から登録する場合は、申込書に必要事項を記入し、申込窓口へ提出してください。数日後にID/パスワードが記載されたメールが届きます。



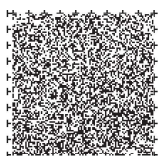
●申込窓口

消防局情報指令課、消防署及び出張所、障害保健福祉課、各福祉事業所社会福祉課
浜松市公式ホームページに利用案内、申込書、申込記入例が掲載されています。

●問合せ先

消防局情報指令課

☎ 475-7551
メール hfdjoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
FAX 050-3537-9053



浜松市公式 LINE アカウントによる防災情報の配信

浜松市公式 LINE アカウントから、緊急情報や防災行政無線で配信している地域の情報を配信するサービスです。

(登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。)

●登録方法

- ・方法1 浜松市公式ホームページからアクセスする場合

浜松市公式 LINE アカウント「しゃんべえ情報局」のページにアクセスし「友だち追加」ボタンを押す。

(浜松市公式ホームページのサイト内検索で「しゃんべえ」と検索し、一番上に表示されたリンク先からアクセスできます。)

- ・方法2 二次元コードからアクセスする場合

右の「登録用二次元コード」を読み込み、「追加」ボタンを押す。



●設定方法

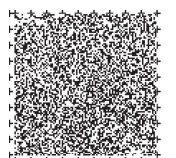
- ① 浜松市公式 LINE のトークを開き、画面下部の「メニュー」から「防災情報」を選択する。
- ② 「配信情報設定」を選択する。
- ③ 配信を希望する情報カテゴリ・地域を選択する。
- ④ 「確認」を選択し、登録内容に問題なければ「保存する」を選択する。

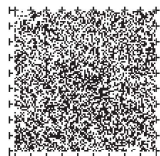
●問合せ先

危機管理課 ☎ 457-2537

メール bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

FAX 457-2530





浜松市防災ホッとメール 身

事前に登録されたメールアドレス宛に緊急情報、地域情報、気象情報などを配信するサービスです。

(登録は無料ですが、通信費はご利用者の負担となります。登録案内の「利用規約」をご確認ください。)

●登録方法

・方法1 二次元コードからアクセスする場合

- ① 右の「登録用二次元コード」を読み取り、「浜松市防災ホッとメール」のページにアクセスする。
- ② 登録方法の文中にある「登録案内ページ」のリンクにアクセスする。
- ③ リンク先ページから「空メールを送信する」をクリックするとメールアプリが起動するので、そのまま送信する。
- ④ 「登録案内」のメールが返信されてきたら、本文に記載のURLにアクセスして利用規約に同意し、配信カテゴリを選択して、登録する。



・方法2 空メールを送信する場合

- ① 空メール用アドレス”t-hamamatsu@sg-p.jp”に件名、内容を入力せずに送信する。
- ② 「登録案内」のメールが返信されてきたら、本文に記載のURLにアクセスして利用規約に同意し、配信カテゴリを選択して、登録する。

●問合せ先

コールセンター

☎ 0570-783-773

危機管理課

☎ 457-2537

メール bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

FAX 457-2530

すぐメールプラス（災害情報FAX送信） 身

災害時における聴覚に障がいのある人などへ情報提供を行うために、「浜松市防災ホッとメール」の配信と併せてファクスによる情報発信を行います。

●対象者

聴覚又は音声言語の身体障害者手帳を持っている人

●送信内容

台風の事前注意喚起

避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)

緊急避難場所の開設/閉鎖情報

など

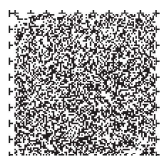
※配信を希望する地域を選択できます。

●費用の負担

無料

●登録方法

すぐメールプラス利用申込書により申込してください。



●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

手話奉仕員養成講座

手話を通して、聴覚に障がいのある人への理解を深めるため、また手話通訳者を養成するため手話の理論と実技について講習会を開催します。

※会場、時期など詳細は「広報はままつ」でお知らせします。

●対象者

初めて手話を学ぶ人と将来手話通訳者を目指したい人

●講習期間

4月中旬～翌年2月下旬ごろまでの46回コース

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

要約筆記者養成講座

要約筆記の理論と実践について講座を開催します。定員20人

※時期など詳しいことは「広報はままつ」でお知らせします。

●対象者

中途失聴・難聴者のコミュニケーションに関心のある人

●講習期間

前期…44時間

後期…48時間（前期修了者が引き続き後期を受講）

前期・後期と1年ごとの開催

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

税情報等の通知文情報を点字などでおしらせ 身

税情報等の市役所からの通知文書の一部を点字又は拡大文字で作成し、送ります。

●対象者

浜松市に住所を有する視覚に障がいのある人で、点字や拡大文字での通知の送付を希望する人

※ただし、申請の翌年度からの対応となります。

●費用の負担

無料

●手続

公文書点字・拡大文字サービス利用申請書を窓口に提出してください。

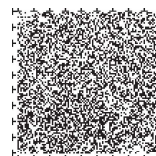
●問合せ先

障害保健福祉課 ☎457-2864

※点字、拡大文字で対応できる文書についてはお問合せください。

●申込の窓口

障害保健福祉課、各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）



広報はままつの「点字版」「声の広報」の発行

点字版：点字を読むことができる市内に住む視覚などに障がいのある人を対象に郵送します。

声の広報：広報はままつをボランティア団体（かたりべの会）がCDに吹き込み、希望者に配布しています。

●対象者

視覚などに障がいのある人

●窓口

点字版：浜松市役所広聴広報課

☎457-2021

声の広報：浜松市役所広聴広報課

☎457-2021

声のライブラリー（かたりべの会） ☎474-1736

はままつ市議会だよりの「点字版」「声の市議会だより」の発行

点字版：点字を読むことができる市内に住む視覚などに障がいのある人を対象に郵送します。

声の市議会だより：はままつ市議会だよりをボランティア団体（かたりべの会）がCDに吹き込み、希望者に配布しています。

●対象者

視覚などに障がいのある人

●窓口

浜松市役所調査法制課

☎457-2513

声のライブラリー（かたりべの会） ☎474-1736

録音図書（デージー・テープ）・点字図書の貸出

●対象者

視覚等に障がいがあり、活字のままでは本を利用できない人。

＊身体障害者手帳・医師の診断書等が必要です。

●内容

録音図書（デージー・テープ）・点字図書の貸出、製作のリクエスト受付、デージー図書再生機器の貸出、朗読サービス

＊市外の図書館にある録音図書・点字図書も取り寄せることができます。

●窓口

声のライブラリー ☎474-1736

浜松市城北図書館 ☎474-1725

